

子宮頸がん予防接種(HPVワクチン)のお知らせ

子宮頸がん予防接種(HPVワクチン)は、平成25年6月から厚生労働省の勧告により積極的勧奨を差し控えていましたが、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを上回ると認められたことから、令和4年度から順次、ワクチンの個別勧奨を再開することになりました。



対象年齢 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子(小学校6年生から高校1年生相当)
標準的な接種期間は、13歳となる年度の1年間(中学1年生)

※中学1年生の対象者については、4月中にお知らせを送付します。

接種回数 2～3回(全額公費負担)

キャッチアップ接種の実施について

子宮頸がん予防接種の積極的な勧奨の差し控えにより、当該期間に接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、キャッチアップ接種(従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこと)を行うこととなりました。

キャッチアップ接種の対象となる方で接種を希望する方については、予診票等が必要となりますので子ども未来課までお越しください。

対象者 平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの方
※定期接種で開始された平成18年度、19年度生まれの方も、下記期間まで対象です。

接種期間 令和4年4月から令和7年3月までの3年間

9価HPVワクチンについて

令和5年4月より9価HPVワクチン(シルガード9)が、定期接種・キャッチアップ接種ともに、公費(無料)で接種できるようになりました。9価ワクチンの他に、2価ワクチン、4価ワクチンがあります。また、接種するワクチンや年齢によって、接種のタイミングや回数が異なります。医療機関によって取り扱いのワクチンが異なりますので、医療機関にまずご確認ください。

子宮頸がん予防接種に関する相談窓口

○厚生労働省感染症・予防接種相談窓口 電話050-3818-2242
(月～金曜 午前9時から午後5時まで) ※祝日、年末年始除く

●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線223)

日本脳炎定期予防接種のお知らせ

日本脳炎予防接種は、平成17年度から平成21年度にかけて積極的な勧奨を差し控えていました。次の方については、20歳になるまでの間であれば不足分を定期接種として受けることができます。

平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方

母子手帳で日本脳炎予防接種の接種歴をご確認ください。

●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線223)



住宅用エネルギーシステム設置費補助金について

住宅用太陽光発電システム設置費及び住宅用定置式リチウムイオン蓄電池設置費について、補助金の交付を行います。設置を検討されている方はぜひご利用ください。

なお、事前に現場を確認しますので、システム設置着工前に申請書をご提出ください。

補助対象者	町内に住所を有している方、または実績報告書提出時まで町内に住所を有することとなる方。
補助金額	①住宅用太陽光発電システム 1kW当たり5万円の額に太陽電池の公称最大出力を乗じて得た額。(上限額20万円) ※太陽電池モジュールの最大出力(合計値)が10kW未満 ②住宅用定置式リチウムイオン蓄電池 1kWh当たり3万円の額に蓄電池の公称最大蓄電容量を乗じて得た額。(上限額10万円)
受付開始日時	4月3日(月) 8:30から ※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

資源物集団回収奨励金のお知らせ

ごみの減量化及び資源の有効利用並びに町民のリサイクル意識の高揚を図ることを目的として、町内の子ども会や自治会などが資源物(古紙(新聞、ダンボール、雑誌など)、古布)を集団回収して町に登録された資源物回収業者に引き渡した場合、その引き渡した量に応じて奨励金を交付します。詳細については下記までお問い合わせください。

■奨励金額 品目：新聞、ダンボール、雑誌等、古布
金額：1kg当たり 5円

※奨励金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。



●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

令和5年4月開始のプラスチック製品の分別収集について

広報2月号及び3月号でお知らせしましたプラスチック製品の分別収集が、令和5年4月より開始されます。(毎月第4火曜日)

対象のプラスチック製品については、可燃ごみ(毎週月曜日、木曜日)及びプラスチック製容器包装(毎月第2・第4金曜日)の収集日に出さないで、プラスチック製品の収集日(毎月第4火曜日)の朝8時30分までに各地区指定のごみかごステーション※に出すようにお願いします。

※プラスチック製容器包装を出しているごみかごステーション

■無色透明の袋に入れてください。
(袋に入らないものはそのまま出してください)

分別収集について詳しくは、3月発行の「資源とごみの分別ガイドブック」をご参照ください。



●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

農地の権利移動にかかる下限面積の廃止について

農地法第3条により農地を売買するには、農業委員会の許可が必要です。

許可を得るには、許可後の耕作面積が下限面積以上になることが要件の一つとなっており、上毛町では下限面積が50アールとなっていました。

この度、農地法の一部が改正され、令和5年4月1日以降、農地の権利取得にあたっての下限面積要件が廃止されました。

ただし、農地の権利取得に必要なそのほかの要件は、引き続き継続となりますのでご注意ください。

なお、ご不明な点は農業委員会事務局までお問い合わせください。



●問い合わせ先 農業委員会 TEL 72-3151(内線184)